

## 上郡町における 先端設備等導入計画認定の手引き

※上郡町内で先端設備等導入計画を申請する前に、この手引きを一読してください。

※手引きの内容が予告なく修正されることがありますので、上郡町ホームページで最新版をご確認ください。

【お問い合わせ・申請書等送付先】

〒678-1292

兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町役場 地域振興課

T E L : 0791-52-1162

F A X : 0791-52-6015

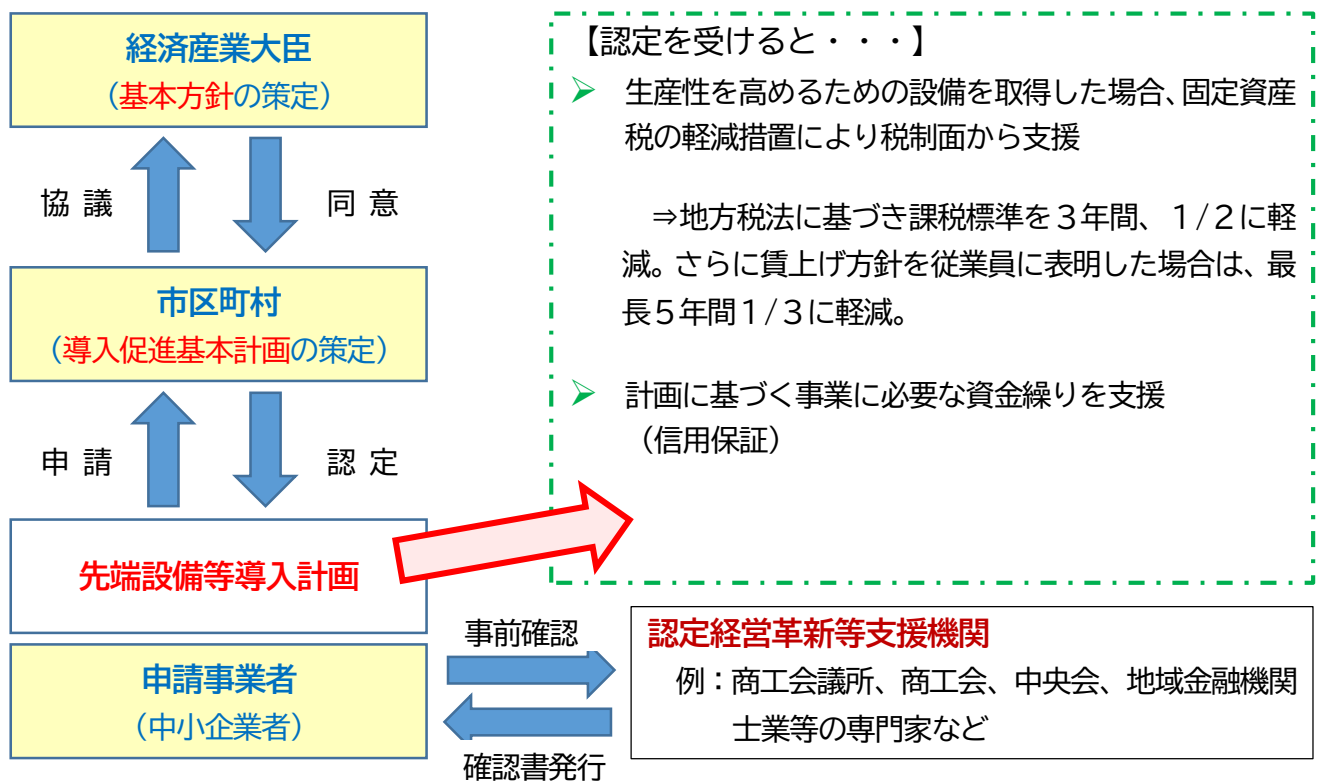
E-mail : chiiki@town.kamigori.lg.jp

## 1. 先端設備等導入計画の概要

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

上郡町は中小企業等経営強化法に基づき「上郡町導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ています。上郡町内の該当する中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、「上郡町導入促進基本計画」に適合する場合は、先端設備導入計画の認定を行います。なお、この認定を受けて一定の要件を満たした場合は、税制措置、金融支援などを受けることができます。

### ～先端設備等導入計画のスキーム～



### 上郡町導入促進基本計画の概要

以下の事項に合致する内容であれば認定を受けることができます。

上郡町導入促進基本計画は上郡町ホームページ又は当手引きに掲載していますのでご確認ください。

主な項目	内容
労働生産性に関する目標	労働生産性が年平均3%以上向上すること
対象となる先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備、ソフトウェア ※太陽光発電関連設備については、敷地内に設置してその発電電力を直接製品の生産、販売、役務の提供の用に供するために自ら電力消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備以外は対象外になります。
対象地域	上郡町内全域
対象業種・事業	労働生産性を高めることのできる全業種・全事業
先端設備等導入計画の計画期間	3年間、4年間又は5年間

## 制度活用の流れ

### 1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

①「上郡町導入促進基本計画」の内容を確認して、導入を予定している設備等が認定の対象となっているか否かをご確認ください。

★認定を受けることができるのは、新規取得する設備を設置する市区町村になります。

②認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認してください。

★既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。（特例はありません。）

★認定経営革新等支援機関の事前確認や上郡町における認定事務に一定以上期間を要する場合があります。余裕を持って計画の策定準備をしてください。

#### 税制措置を受けたい場合

・適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。

・税制措置を受けるためには、計画申請時に認定経営革新等支援機関の投資計画に関する確認書等が必要です。

#### 金融支援を受けたい場合

・適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。

・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談いただく必要があります。

・また、認定経営革新等支援機関の確認書等が必要です。



### 2. 「先端設備導入計画」の作成

①「上郡町導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認してください。

②「先端設備等導入計画」の様式を確認し、認定経営革新等支援機関に確認を依頼してください。

③税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る投資計画について認定経営革新等支援機関に確認を依頼してください。賃上げ方針を計画に位置付ける場合は、従業員に対して賃上げ方針の説明をお願いします。



### 3. 「先端設備導入計画」の認定・申請

①先端設備等導入計画に係る認定申請書（必要書類を添付）を上郡町地域振興課に提出してください。

②認定を受けた場合、上郡町から認定書が交付されます。



### 4. 「先端設備導入計画」の開始、取組の実行

・税制措置・金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行してください。

※税制措置の適用を受けるためには別途要件を満たす必要があります。詳しくは当手引き（3）税制支援をご覧ください。

## 2. 先端設備等導入計画の認定等

### (1) 中小企業者の範囲等

先端設備等導入計画の認定を受けることができる中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する「中小企業者」です。個人事業主の場合は、開業届が提出されている方になります。

「企業組合」「協同組合」「事業協同組合」等については対象となりますが、「一般社団法人」「一般財団法人」「医療法人」「歯科法人」「社会福祉法人」「NPO法人」「農業協同組合」「農業組合法人」「森林組合」「漁業組合」等は対象となりません。 ※税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政 令 指 定 業 種	ゴム製品製造業 ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報 処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

### (2) 認定を受けるための主な要件

先端設備等導入計画の主な要件

※認定は設備等を導入する前に受ける必要があります。

要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	<p>計画期間内において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。(3年計画の場合9%以上、4年計画の場合12%以上、5年計画の場合15%以上)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{労働生産性の算定式}}{\text{労働投入量}}</math> <p style="text-align: center;">(営業利益+人件費+会計上減価償却費)</p> <p style="text-align: center;">(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p> </div>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、建物附属設備、ソフトウェア ※固定資産税の特例措置は対象となる設備の要件が異なります。 ※太陽光発電関連設備については、敷地内に設置してその発電電力を直接製品の生産、販売、役務の提供の用に供するために自ら電力消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備以外は対象外になります。</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>上郡町導入促進基本計画に適合するものであること。</li> <li>先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</li> <li>認定経営革新等支援機関(金融機関等)において事前確認を行った計画であること。</li> <li>従業員等を削減しない計画であること。</li> <li>上郡町内にある事業所において設備投資を行うものであること。</li> </ul>

### (3) 税制支援

先端設備等導入計画の認定を受けて新規に取得した設備について、一定の要件を満たした場合は固定資産税の特例措置を受けることができます。

内容	詳細												
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人</li> <li>※ただし、大規模法人から出資を受けている法人については対象外になる場合があるのでご確認ください。</li> <li>・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人</li> <li>・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人</li> </ul>												
適用期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間												
対象設備	<p>・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備</p> <p>(※) 年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <math display="block">\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}^{*1}) \text{の増加額}^{*2}}{\text{設備投資額}^{*3}}</math> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 会計上の減価償却費</li> <li>* 2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額</li> <li>* 3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額</li> </ul> </div> </div> <p>(対象設備)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備の種類</th> <th style="width: 70%;">最低価格 (1台1基又は一の取得価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※家屋と一体で課税されるものは対象外</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価格)	機械装置	160万円以上	工具	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物附属設備	60万円以上	※家屋と一体で課税されるものは対象外	
設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価格)												
機械装置	160万円以上												
工具	30万円以上												
器具備品	30万円以上												
建物附属設備	60万円以上												
※家屋と一体で課税されるものは対象外													
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産、販売活動等に直接供されるものであること</li> <li>・中古資産でないこと</li> <li>・適用期間に取得したもの</li> <li>・先端設備等導入計画の認定後に取得した設備であること</li> </ul>												
特例措置	<p>固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減</p> <p>さらに、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は課税標準を1/3に軽減</p> <p>令和6年3月31日までに取得した設備：5年間の軽減</p> <p>令和7年3月31日までに取得した設備：4年間の軽減</p>												
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等は、計画の認定後に取得する必要があります。リースの場合は、認定後に契約締結を行う必要があります。</li> <li>・税務申告の際、所有権移転外リース取引の場合はリース会社が固定資産税の納付手続を取ります。一方、所有権移転リース取引の場合はユーザーが申告・納付する場合はユーザーに、リース会社が申告・納付する場合はリース会社に特例が適用されます。</li> </ul>												

※オペレーティングリースについては税制支援の対象外になります。

※税制支援の詳細については中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き」をご覧ください。

#### (4) 認定の手続きに必要な書類等

		提出書類
必ず提出する書類	先端設備等導入計画申請書提出用チェックシート	
	1	(様式第 22) 先端設備等導入計画に係る認定申請書
	2	(別紙) 先端設備導入計画
	3	認定経営革新等支援機関による事前確認書 ※書式左上が青色のもの
	4	誓約書
税制支援を受ける場合に提出する書類	5	納税証明書(認定申請年度の前年度の証明) ※上郡町に納めているすべての税(固定資産税、法人税、軽自動車税、町県民税)についての納税証明が必要です。
	6	認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ※書式左上が緑色のもの ※認定経営革新等支援機関に対し「中小企業経営強化法の前端設備等に係る投資計画に関する確認依頼書」を提出のうえ発行を受けて下さい。
	7	(別紙) 基準への適合状況(先端設備等に係る投資計画) ※投資利益率は5%以上になっているか確認してください
	※先端設備等導入計画に係る認定申請書「雇用に関する事項」に「賃上げ方針を策定して従業員へ表明した旨」を記載の場合	
	8	従業員への賃上げ方針の表明を証する書面(従業員代表者の署名(記名・押印も可)必須) ※所有権移転外リース取引で対象設備を導入し、導入計画の認定を受ける場合は9及び10の提出が必要になります。
	9	リース契約見積書(写し)
10	公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写し)	

#### (5) 認定内容を変更する場合の手続きについて

認定を受けた計画を変更する場合は変更申請の手続きが必要です。ただし、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代など、認定を受けた計画の主旨を変えないような軽微な変更については変更申請は不要です。

		提出書類
必ず提出する書類	(様式第 23) 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書	
	(参考様式 3) 先端設備導入計画変更認定申請に係る添付資料	
	(別紙) 変更後の先端設備等導入計画 ※認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。	
	認定経営革新等支援機関による事前確認書 ※書式左上が青色のもの	
税制支援を受ける場合に提出する書類	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 ※書式左上が緑色のもの	
	(別紙) 基準への適合状況 ※投資利益率は5%以上になっているか確認してください	
	※所有権移転外リース取引で対象設備を追加で導入し、変更認定を受ける場合は下記の書類を提出してください。	
	リース契約見積書(写し)	
		公益社団法人リース事業協会が確認した軽減額計算書(写し)

※賃上げ方針を計画内に位置づけることができるのは新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

### 3. 上郡町導入促進基本計画

#### 上郡町導入促進基本計画

##### 1 先端設備等の導入の促進の目標

###### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上郡町は、兵庫県と岡山県の県境に位置し、国道2号と国道373号が町内を走り、上郡駅では山陽本線と智頭線が接続するなど交通の結節点となっている。

人口は平成7年以降減少を続けており、令和2年の人口は13,879人と平成27年に比べて8.83%減少し、令和2年の年齢3区分別人口構成比を見ても、15歳未満が9.2%（平成27年10.8%）、15～64歳が50.8%（平成27年56.3%）、65歳以上は40.0%（平成27年32.9%）と少子高齢化と生産年齢人口の減少がより進んでいることから、将来的な労働力不足等の課題を抱えている。

本町には約600の事業所があり、業種別では卸売業、小売業が約140事業所と最も多く、建設業が約70事業所、製造業は約40事業所稼働している。

現状のまま事業を続けたい事業所が多い中で、僅かではあるが事業拡大を検討している事業所もあることから生産性を向上させ、労働力不足等の課題に対応していくことが求められている。

###### (2) 目標

当町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入によって生産性の向上を促していくことによって地域経済の更なる発展に資することを旨とする。これを実現するために、計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

###### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

##### 2 先端設備等の種類

上郡町の工業は電気部品製造業をはじめ、食品、樹脂製品などの業種が点在して立地している。そのほとんどが中小企業であり、特定の業種には特化していないことから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目標が先端設備等の導入によって生産性の向上を促し、地域経済の更なる発展に資することであるから、太陽光発電関連設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）については対象外とする。

##### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

###### (1) 対象地域

上郡町においては、町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる業種・事業であれば、幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年8月6日から令和7年3月31日までとする。計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は次のとおりとする。

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定を対象とせず、雇用の安定に配慮すること。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。



## 4. 関係様式（様式については上郡町ホームページからもダウンロードできます）

### (1) 先端設備等導入計画申請書提出用チェックシート

＜先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート＞			
以下必要事項を記入し、提出書類と一緒に本チェックシートも提出してください。			
事業者名		本件担当者名	
連絡先		メールアドレス	
【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】			
			申請者 チェック
			上郡町 使用欄
<b>I 必要提出書類について</b>			
1	必要書類	(様式第22)先端設備等導入計画に係る認定申請書	
2		(別紙)先端設備等導入計画	
3		認定経営革新等支援機関による事前確認書 ※書式左上が青色のもの	
4		誓約書	
5		納税証明書(認定申請年度の前年度の証明) ※上郡町に納めているすべての税(固定資産税、法人税、軽自動車税、町民税)についての納税証明が必要です	
6	必要書類へ税制支援を 希望される方へ	認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ※書式左上が緑色のもの	
7		(別紙)基準への適合状況(先端設備等に係る投資計画) ※非投資利益率は5%以上となっているか確認してください	
8		※先端設備等導入計画に係る認定申請書「雇用に関する事項」に「賃上げ方針を策定して従業員へ表明した旨」を記載の場合 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(従業員代表者の署名(記名・押印も可)必須)	
9	書写に必要 なものを 写す	リース契約見積書(写し)	
10		リース事業協会が確認した軽減額計算書(写し)	
<b>II 申請書・計画の記載事項について ※番号は申請書・計画の項目番号と対応</b>			
申請書	申請書に申請者の住所、名称、代表者の氏名があるか ※申請日は上郡町に提出していただく日にちをご記入ください		
1	名称等は正確に記載しているか。(ただし、法人番号については個人事業主等、法人番号が指定されていない者は記載不要とする) また、中小企業者に該当しているか。(主たる業種で判定します。※主たる業種は日本標準産業分類の中分類を記入してください)		
1	中小企業等経営強化法第2条第1項で定める中小企業者である (当該条項に該当しない「一般社団法人」、「一般財団法人」、「医療法人」、「社会福祉法人」、「NPO法人」、「農業協同組合」、「農事組合法人」、「森林組合」、「漁業協同組合」等ではない)		
2	計画期間は、計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、③5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載しているか		
3	自社の事業概要については、申請事業者の事業等について記載しているか 自社の経営状況については、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載しているか		
4(1)	具体的な取組内容については、実際に先端設備等を導入し、行う取組の内容について具体的に記載しているか 将来の展望については、先端設備等導入による効果について記載しているか		
4(2)	先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっているか また、労働生産性は、(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)の計算式に当てはめて計算しているか		
4(3)	「所在地」欄には当該設備等が所在する(予定を含む)場所を都道府県名及び市町村を含む住所(番地まで記載)を記載しているか また、設備等は上郡町内に導入されるものか		
4(3)	「設備等の種類」は、機械装置、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアの種類を記載しているか		
5	「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載しているか		
6	国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針を表明したときには、その内容を記載すること。また、賃上げ表明を行わない場合については、雇用に関する事項は無いことを記載すること。		
<b>III その他</b>			
同計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載(任意)		補助金等名称: 交付機関名:	申請時期:
備考欄(上郡町使用欄)			
受領日: 令和 年 月 日			

## (2) (様式第22) 先端設備等導入計画に係る認定申請書

### 様式第 22

#### 先端設備等導入計画に係る認定申請書

年 月 日

上 郡 町 長 あて

住 所 〒  
名 称 及 び  
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

#### (備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

#### (記載要領)

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第52条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合には、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

#### 1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

#### 2 計画期間

3年間以上5年間以内として定めること。

#### 3 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

## ② 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

## 4 先端設備等導入の内容

### (1) 事業の内容及び実施時期

#### ① 具体的な取組内容

導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること。

#### ② 将来の展望

①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること。

### (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

### (3) 先端設備等の種類及び導入時期

① 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。

② 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。

③ 以下の欄における「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。

④ 以下の欄における「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

⑤ 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

## 5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

## 6 雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載すること。

### (3) (別紙) 先端設備等導入計画

別 紙

#### 先端設備等導入計画

##### 1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

##### 2 計画期間

年 月 ～ 年 月

##### 3 現状認識

①自社の事業概要
②自社の経営状況

##### 4 先端設備等導入の内容

###### (1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容
②将来の展望

###### (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

###### (3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	

4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

--

## (記入例)

### 様式第 22

#### 先端設備等導入計画に係る認定申請書

令和5年 7月20日

上郡町長 へ

共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

住 所 〒678-1233  
兵庫県赤穂郡上郡町大持123  
名 称 及 び 株式会社 ○○製作所  
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第52条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合には、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

#### 1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

#### 2 計画期間

3年間以上5年間以内として定めること。

#### 3 現状認識

個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

## 1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社 ○○製作所
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 ○○ ○○
3	法人番号	1234567890321
4	資本金又は出資の額	1,000万円
5	常時使用する従業員の数	12人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

主たる業種は、日本標準産業分類の中分類を記載してください。

※複数事業を行っている場合、売上高や付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業をさします。

## 2 計画期間

令和5年 9月 ～令和8年 8月

計画開始の月から3年（36ヶ月）、4年（48ヶ月）、5年（60ヶ月）のいずれかの期間を設定。

## 3 現状認識

## ①自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

自社の事業等について記載してください。

## ②自社の経営状況

売上は令和4年3月期 210,000千円、令和5年3月期 225,000千円と増加しており、営業利益についても令和4年3月期 1,200千円から令和5年度3月期 2,700千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組の成果によるものである。

売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社が生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

## 4 先端設備等導入の内容

## (1) 事業の内容及び実施時期

## ①具体的な取組内容

・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たに工場を新築し、まずNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。

・受注が増加し、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。

・新たに導入するNC旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

実際に先端設備等を導入し、行う取組の内容について記載してください。

その際には取組を行う業種についても併せて記載ください。

先端設備等導入による効果について記載して下さい。

②将来の展望

- ・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。
- ・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

原則として、「現状 (A)」は計画開始直前の決算 (実績)、「計画終了時の目標 (B)」は計画終了直前決算 (目標) を基に計算して下さい。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
8,000 千円	8,800 千円	10.0%

- ・導入を予定している先端設備等を、この欄に記載します。
  - ・本欄に記載する設備は、直接生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するもののみになります。
  - ・「導入時期」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
  - ・「所在地」欄には、当該設備の設置予定地 (都道府県名・市区町村名) を記載して下さい。
- ※同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名/型式	導入時期	所在地
1	NC旋盤/AAA-0123	5年 9月	兵庫県赤穂郡上郡町大持1 2 3
2	三次元測定器/XYZ99	5年 9月	兵庫県赤穂郡上郡町大持1 2 3
3	生産管理システム/ABC55 II	5年 9月	兵庫県赤穂郡上郡町大持1 2 3
4		年 月	
5		年 月	

「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	20,000	1	20,000	
2	器具備品	10,000	1	10,000	
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	
4					
5					



	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
	合計	3	35,000

「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

- ・「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
  - ・「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- ※同一の使途・用途であっても複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

#### 5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
先端設備等購入資金	融資	20,000
先端設備等購入資金	自己資金	15,000

※賃上げ方針を伴う計画を申請しない（固定資産税の1/3軽減を希望しない）場合は、記載不要です。

従業員全体に対する給与等の総額（雇用者給与等支給額）について、計画申請日を含む事業年度又はその翌事業年度において、前事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を従業員に対して表明する場合は、本欄にその内容を記載の上、表明したことを証明する書面を計画申請時に添付してください。

#### 6 雇用に関する事項

令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）において、雇用者給与等支給額を令和4事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和5年6月30日に従業員代表の△△△△に対して表明した。

(4) 認定経営革新等支援機関による事前確認書 ※書式左上が青色のもの

認定支援機関確認書

年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関ID番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

先端設備等導入計画に関する確認書

先端設備等導入計画の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

- ①認定経営革新等支援機関担当者名 \_\_\_\_\_
- ②認定経営革新等支援機関電話番号 \_\_\_\_\_
- ③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス \_\_\_\_\_

2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見

・先端設備等導入計画の期間 \_\_\_\_\_ 年間

項目 (注)	所見
生産・販売活動等に直接つながる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか。	

※ 認定支援機関ID番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※ 「所見」は、導入する先端設備等が生産・販売活動等に直接利用されているか、先端設備等の導入によって労働生産性向上の目標の達成に寄与するかといった観点から内容を確認し、所見を記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

## (5) 誓約書

年 月 日

上郡町長 へ

住 所  
名 称  
代表者職氏名

### 誓 約 書

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を上郡町から認定を受けるにあたり、下記のすべての事項に該当していることを誓約いたします。

1. 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であり、「先端設備等導入計画」の認定を受けることができる対象者です。
2. 「先端設備等導入計画」に基づき先端設備等を導入するにあたっては、雇用の安定に十分配慮することとし、人員削減を目的とした「先端設備等導入計画」の申請は行いません。
3. 「先端設備等導入計画」に係る事業は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
  - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
4. 暴力団、暴力団員及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。必要があるときは、上郡町が暴力団又は暴力団員でないことを兵庫県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、「先端設備等導入計画」は、暴力団、暴力団員及びその他の反社会的勢力と関係はありません。
5. 「先端設備等導入計画」について、上郡町税務課に情報提供をすることに同意します。
6. 「先端設備等導入計画」が認定された後、同計画の進捗状況等についての調査に協力します。



※ 投資利益率の計算にあたっては、複数の事業所や工場を有する場合等において、投資計画（設備投資）の対象範囲が各事業所や各工場の単位に収まる場合は、これらの単位で投資利益率を算出していただくことが基本ですが、投資効果を会社単位でしか測ることができないケースなど、会社単位で測ることが適当な場合は、会社単位の数値を用いて投資計画を策定して投資利益率を計算していただくことも可能です。

※ 「所見」は、以下の点を確認の上、記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスをを行った場合は、その内容も記載してください。

- ・設備投資の内容が、必要十分な設備として、当該設備の導入の目的及び事業者の事業の改善に資することの説明に照らして整合しているかどうか。
- ・事業者の事業の改善に資することの説明が「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」に照らして整合しているかどうか。
- ・「設備投資の内容」に記載された金額が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかどうか。
- ・「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに「営業利益+減価償却費」の各年度及び3年平均の金額が、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額を用いて算定されているかどうか。
- ・「基準への適合状況」において記載された「本件設備投資による効果」の金額が当該数値の算出根拠資料に照らして整合しているかどうか。

※ 別添については、事業者が確認を依頼した際の投資計画（投資計画に関する確認依頼書及び基準への適合状況）の写しの添付でも構いません。

(別添)

1 事業者の名称等

事業者及び代表者名	事業者名 役職	(法人番号 名前)
所在地		
事業内容		

2 先端設備等の導入の目的

--

投資計画の概要について要約的に記載する。

3 先端設備等の導入を行う場所の住所

※設備を導入する建物（工場、店舗等）の所在地を記載する。

4 先端設備等が事業者の事業の改善等に資することの説明

--

※先端設備等が、どのように事業の改善等に寄与するかという内容を記載する。

(例えば、生産量・販売量の増加や製造原価・販管費の削減の内容等を説明。)

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	取得 年月	設備等の 名称/型式	所在地	設備等 の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	用途
1								
2								
3								
4								
5								
計								

6 基準への適合状況

別紙

(別紙)

## 基準への適合状況

(単位：千円、%)

設備投資に伴う変化額		投資 年度	投資年度の翌年度以降			3年度平均 (⑫の平均)	投資利益率 (⑬/①)						
			1	2	3								
設備投資額	①												
売上高	②												
売上原価	③												
減価償却費 以外	④												
減価償却費	⑤												
売上総利益	⑥												
販管費	⑦												
減価償却費 以外	⑧												
減価償却費	⑨												
営業利益	⑩												
減価償却費 (⑤+⑨)	⑪												
営業利益+減価 償却費(⑩+⑪)	⑬											⑬	⑭

⑭投資利益率 (%) &gt; 5% (基準値)

(7) (別紙) 基準への適合状況 (先端設備等に係る投資計画)

(別紙)

基準への適合状況 (先端設備等に係る投資計画)

投資利益率 (⑭) =  $\frac{\text{各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額}}{\text{設備の取得等をする年度の翌年度以降3ヵ年度におけるものに限る。}} \div \text{を平均した額} > 5\%$   
(設備の取得等をする年度におけるその取得する設備の取得価額の合計額)

<投資の目的>

投資の目的を記載する欄

(単位：千円)

設備投資に伴う変化額	投資年度	投資年度の翌年度以降3ヵ年度			3年度平均 (⑬の単純平均)	投資利益率 (⑬÷⑪)
		1年度後	2年度後	3年度後		
設備投資額	①					
売上高	②					
売上原価 (=④+⑤)	③	0	0	0		
減価償却費以外	④					
減価償却費	⑤					
売上総利益 (=②-③)	⑥	0	0	0		
販管費 (=⑧+⑨)	⑦	0	0	0		
減価償却費以外	⑧					
減価償却費	⑨					
営業利益 (=⑥-⑦)	⑩	0	0	0		
減価償却費 (=⑤+⑨)	⑪	0	0	0		
営業利益+減価償却費 (=⑩+⑪)	⑬	0	0	0	0 ⑬	#DIV/0! ⑭

本件設備投資による効果について

※新規設備投資による効果を記載 (適宜、編集して記載。別紙等でも可)

(1) 売上高への効果

(単位：千円)

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
売上高の変化額 (=②)				

(2) 売上原価への効果

(単位：千円)

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
売上原価の変化額 (減価償却費以外) 計 (=④)	0	0	0	

(3) 販管費への効果

(単位：千円)

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
販管費の変化額 (減価償却費以外) 計 (=⑧)	0	0	0	





(記入例)

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

令和5年 7月10日

上郡町長 へ

住 所 〒678-1233  
兵庫県赤穂郡上郡町大持123  
名 称 及 び 株式会社 ○○製作所  
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの当社事業年度）〔注1・2〕において、従業員に対する給与総額（雇用者給与等支給額）を令和4年度〔注3〕と比較して1.5%以上増加させる方針を従業員代表の△△ △△に説明し、賃上げ方針について従業員に対する表明を行いました。

上記の賃上げ方針について、我々従業員は令和5年7月10日に□□□□という方法によって、代表者より表明を受けました。

(表明方法の例)

- ・社員全員へのメール
- ・朝の朝礼で口頭説明
- ・社内の掲示板への掲載
- ・書面の配布
- ・社内のポータルサイトへの掲載

令和5年7月10日  
従業員代表 △△ △△

署名（記名・押印も可）が必要。 ※記名のみは不可。

(記載上の注意)

1. 法人は事業年度、個人事業主は暦年での賃上げ方針について記載してください。
2. 新規の計画申請日を含む事業年度（令和5年4月1日以降に開始するものに限る）又はその翌事業年度における賃上げ方針について記載してください。
3. 賃上げ方針において、上記2と比較するのは、新規の計画申請日を含む事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額になります。

## (9) (様式第23) 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

様式第 23

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

上 郡 町 長 あて

住 所 〒  
名 称 及 び  
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第53条第1項の規定に基づき申請します。

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要項)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

## (10) (別紙) 先端設備等導入計画

別 紙

### 先端設備等導入計画

#### 1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

#### 2 計画期間

年 月 ～ 年 月

#### 3 現状認識

①自社の事業概要
②自社の経営状況

#### 4 先端設備等導入の内容

##### (1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容
②将来の展望

##### (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

##### (3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	

4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

--

(記入例)

様式第 23

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

令和5年12月20日

上 郡 町 長 あて

住 所 〒678-1233  
兵庫県赤穂郡上郡町大持123  
名 称 及 び 株式会社 ○○製作所  
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

認定書の右上に記載されている認定日を記入してください。  
なお、変更申請が2回目以降の場合は、古い認定日から「令和5年5月○日付けで認定、令和5年7月△日付けで変更認定を受けた」と連続して認定日を記載してください。

令和5年7月25日付けで認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第53条第1項の規定に基づき申請します。

1. 変更事項  
別添（参考様式3）のとおり
2. 変更事項の内容  
別添（参考様式3）のとおり

「1. 変更事項」及び「2. 変更事項の内容」については、「(参考様式3) 先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料」にご記入ください。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要項)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

※先に認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成し、変更・追記部分には必ず下線を引いてください。

## 先端設備等導入計画

## 1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社 ○○製作所
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 ○○ ○○
3	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
4	資本金又は出資の額	1,000 万円
5	常時使用する従業員の数	12 人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

## 2 計画期間

令和5年 9月 ～ 令和8年 8月

変更した時点から新たに計画が始まるのではなく、変更前の当該計画を実施した期間を含めて、認定先端設備等導入計画に定めた期間内（最大5年間）

## 3 現状認識

## ①自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

## ②自社の経営状況

売上は令和4年3月期 210,000 千円、令和5年3月期 225,000 千円と増加しており、営業利益についても令和4年3月期 1,200 千円から令和5年3月期 2,700 千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組の成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社が生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

## 4 先端設備等導入の内容

## (1) 事業の内容及び実施時期

## ①具体的な取組内容

・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たに工場を新築し、まずNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。

・受注が増加し、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。

・新たに導入するNC旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。  
また、新たにマシニングセンタを導入し、新たな顧客から問い合わせが多くなっている加工に対して対応できる体制を図っていく。

どのような設備を新しく導入し、どのようにしていくのかを記載してください。

## ②将来の展望

・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

さらに、新たな部品の受注により、受注量の増加が期待でき、売上の増加が見込める。

新しい設備を導入することにより、どのような変化があるのかを記載してください。

## (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
8,000 千円	9,200 千円	15.0%

現状(A)は、当初計画の値を変更しないでください。

## (3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名/型式	導入時期	所在地
1	NC旋盤/AAA-0123	5年 9月	兵庫県赤穂郡上郡町大持123
2	三次元測定器/XYZ99	5年 9月	兵庫県赤穂郡上郡町大持123
3	生産管理システム /ABC55 II	5年 9月	兵庫県赤穂郡上郡町大持123
4	マシニングセンタ /BBB-4567	6年 2月	兵庫県赤穂郡上郡町大持123
5		年 月	



	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	20,000	1	20,000	
2	器具備品	10,000	1	10,000	
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	
4	機械装置	30,000	1	30,000	
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	2	50,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
合計		4	65,000

#### 5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

用途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
先端設備等購入資金	融資	50,000
先端設備等購入資金	自己資金	45,000
先端設備等購入資金	補助金	10,000

「6 雇用に関する事項」欄へ賃上げ方針を記載し、計画内に位置づけることができるのは新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加記載することはできませんので注意してください。

#### 6 雇用に関する事項

令和5年事業年度(令和5年4月1日~令和6年3月31日)において、雇用者給与等支給額を令和4事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和5年6月30日に従業員代表の△△△△に対して表明した。

## (11) (参考様式3) 先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

(参考様式3)

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
名 称 及 び \_\_\_\_\_  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

1. 事業の実施状況について

2. 先端設備等導入計画の変更について

(1) 変更事項

(2) 変更事項の内容

## (記入例)

### (参考様式3)

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

住 所 〒678-1233  
名 称 及 び 兵庫県赤穂郡上郡町大持123  
代表者の氏名 株式会社 ○○製作所  
代表取締役 ○○ ○○

#### 1. 事業の実施状況について

認定された計画に沿って、いつ導入されてその設備の稼働状況はどのような状態で、現状はどのようになったのか等についてご記入ください。

#### 2. 先端設備等導入計画の変更について

##### (1) 変更事項

一例として 設備の追加取得  
先端設備等の導入時期の変更 等

##### (2) 変更事項の内容

一例として ○○○を追加導入し、×××を行う。  
○月に導入を予定していた○○○を、×月に導入する。 等

## (12) 先端設備等導入計画に係る認定取下げ書

※既に受けた認定を取り下げたい場合はこちらの様式を提出してください

先端設備等導入計画に係る認定取下げ書

年 月 日

上郡町長 あて

住 所 〒  
名 称 及 び  
代表者の氏名

年 月 日付上地第 号で認定を受けた先端設備等導入計画について、下記の理由により認定通知書を添えて認定を取り下げます。

記

### 1. 取下げ理由

参考：日本標準産業分類

日本標準産業分類（中分類）

大分類	中分類（名称）
<b>A 農業、林業</b>	01 農業 02 林業
<b>B 漁業</b>	03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	05 鉱業、採石業、砂利採取業
<b>D 建設業</b>	06 総合建設業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
<b>E 製造業</b>	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
<b>G 情報通信業</b>	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
<b>H 運輸業、郵便業</b>	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に付帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）

大分類	中分類（名称）
<b>I 卸売業、小売業</b>	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
<b>J 金融業、保険業</b>	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
<b>O 教育、学習支援業</b>	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
<b>P 医療、福祉</b>	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
<b>Q 複合サービス事業</b>	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
<b>R サービス業（他に分類されないもの）</b>	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
<b>S 公務（他に分類されるものを除く）</b>	97 国家公務 98 地方公務
<b>T 分類不能の産業</b>	99 分類不能の産業